

BEPS防止対策の 租税条約に関する 多数国間条約: 新たな署名と批准の動向

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

エグゼクティブサマリー

2018年6月27日、カザフスタン、ペルー、アラブ首長国連邦(以下「UAE」)の3カ国は、BEPSの包摂的枠組みの第5回会合に合わせてペルーの首都リマで開催された第3回署名式典において、「税源浸食及び利益移転(以下「BEPS」)を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting,以下「MLI」)」に署名しました¹。署名に当たり、3カ国は、MLIを通じて改定されるべき対象租税条約(Covered Tax Agreement,以下「CTA」)として指定を希望する各国の発効済租税条約のリストを提出しました。リストに掲載された租税条約の数は、合計で175となっています。現在の全体的なポジションとしては、署名国・地域が指定したCTAのうち、各国・地域が追加又は変更を希望する具体的な規定との照合に基づき、1,300を超える租税条約が今後改定されると予想されています。

3カ国は、CTAのリストと共に、MLIのさまざまな規定に関する当該CTA関連の留保事項(reservation)と通告事項(notification,以下「MLIポジション」)の暫定リストを提出しました。各国・地域の最終的なMLIポジションは、MLIの批准、受託又は承認の証書が寄託された時点で確定します。各国・地域は、MLIに含まれる選択肢の一部として、紛争解決に関するBEPS行動計画14の1要素である強制的・拘束的仲裁(mandatory binding arbitration)の適用を選択することができます。しかし、今回の会合でMLIに署名した3カ国はいずれも、強制的・拘束的仲裁の適用を選択しませんでした。

エストニアも2018年6月29日にMLIに署名する意向を表明しています。さらに経済協力開発機構(以下「OECD」)は、ニュージーランドとスウェーデンが、オーストリア、マン島、ジャージー、ポーランド、セルビア、及びスロベニア²に続く7番目と8番目の国・地域として、MLIの批准証書を寄託したと発表しました。スウェーデンはMLIポジションを変更なしで確認し、ニュージーランドは新たなCTA(フィジー)の追加といくつかの通告事項の更新を行った上でMLIポジションを確認しています。ニュージーランドとスウェーデンにかかわるMLIの発効日は、両国とも2018年10月1日(すなわち、批准証書の寄託日から3暦月の期間が終了した翌月の1日)となります。

詳細

背景

2015年10月、OECDは15のBEPS行動計画に関する最終報告書を公表しました。この最終報告書には、ミニмумスタンダード(BEPSの包括的枠組みの全参加国・地域が実施に合意)、強化された国際基準、共通アプローチ等、さまざまなカテゴリーの勧告が含まれています。

MLIは、2016年11月に、OECD加盟国、G20諸国及びその他の先進国や発展途上国を含む約100の国・地域によって合意されました³。ただし、署名の機会に関心を持つあらゆる国・地域に開かれています。

2017年6月7日、OECDの主権によりパリで開催された署名式典において、68の国・地域⁴がMLIに署名しました⁵。MLIへの署名は2017年1月1日から受け付けられていましたが、実際の署名は2017年6月が初めてとなりました。初回の式典の後、さらにカメルーン、キュラソー島、モーリシャス、ナイジェリアの4つの国・地域がMLIに署名しています。2018年1月23日、第2回署名式典において、バルバドス、コートジボワール、ジャマイカ、マレーシア、パナマ、チュニジアがMLIに署名しました⁶。

新たな署名国のポジション⁷

今回MLIに署名した3カ国が選択したのは、全体的に見て、ミニмумスタンダード規定と一部の任意規定の適用です。第3条(透明な事業体)と第11条(保留条項)の適用は、3カ国とも選択していません。カザフスタンとペルーは、新たなタイブレークルール(第4条)、修正後の配当移転取引規定(第8条)、主として不動産から価値を獲得している事業体の株式又は持分の譲渡によるキャピタルゲインに関する規定(第9条)、及び第三国・地域に立地する恒久的施設(PE)に関する乱用防止ルール(第10条)の適用を選択しています。

PE規定については、UAEがこれを一切適用しない権利を留保したのに対し、ペルーとカザフスタンは、代理人PEに関する新たな条文(MLI第12条)、PE固有の活動の適用除外に関する第13条のオプションA(リストに掲載された固有の活動が予備的又は補助的な性質を持つ場合にのみ例外規定が利用可能となる)、及び細分化防止ルール(第13.4条)の適用を選択しました。契約分割防止ルール(第14条)については、カザフスタンのみが適用を選択しました。

ミニмумスタンダード規定については、3カ国すべてが主目的テスト(Principal Purpose Test、以下「PPT」)(第7条)と新たな前置き(第6条)の適用を選択しました。ただし、ペルーはPPTを暫定措置として受け入れつつも可能な場合は特典制限(以下「LOB」)規定を適用する意向であり、またカザフスタンは簡素化されたLOB規定の適用を併せて選択することでPPTを補完しています。UAEは唯一、PPTの下で条約特典が否認された場合における裁量的救済規定の任意包含を認めることを選択しました。

MLIの批准証書の寄託

2018年6月22日と27日に、スウェーデンとニュージーランドはMLIの批准証書をそれぞれ寄託しました。各国・地域は、批准証書を寄託する時点でそのMLIポジションを確認しなければなりません。そのため、スウェーデンはMLIポジションの変更なしで確認し、ニュージーランドはいくつかの変更(新たなCTA<フィジー>の追加やいくつかの通告事項の更新等)を行った上でMLIポジションを確認しました。MLIは、批准、受託又は承認の証書の寄託日から3暦月後の期間が終了した翌月の1日に発効するため、ニュージーランドとスウェーデンに係るMLIは、前述の通り2018年10月1日に発効します。

ニュージーランドについては、OECDに寄託された現行の批准証書に基づいて、まずポーランドとスウェーデンとの間における2つの条約が2019年からMLIの影響を受けることとなります。具体的には、非居住者への支払額又は入金額から源泉徴収される租税に適用されるMLIの規定が2019年1月1日に発効し、ニュージーランドが課すその他のすべての租税に適用されるMLIの規定が2019年4月1日(すなわち、2018年10月1日の6カ月後)に発効します。

スウェーデンについては、MLIの現行の批准、受託又は承認の証書に基づいて、まずポーランド及びニュージーランドとの間における2つの条約が2019年からMLIの影響を受けることとなります。具体的には、非居住者への支払額又は入金額から源泉徴収される租税に適用されるMLIの規定が2019年1月1日に発効し、スウェーデンが課すその他のすべての租税に適用されるMLIの規定が2020年1月1日に発効します。後者の発効日は、MLI第35(1)(b)条及び第5(b)条を適用するに当たって参

照される「期間の終了日以降に開始する課税期間」という文言を、「期間の終了日の年の1月1日以降に開始する課税期間」に置き換える意向をスウェーデンが通告したことに基づくものです。

影響

MLIに署名した合計81の国・地域が持つ現在のポジションによって、1,300を超える租税条約の改定が今後予想されるという、国際税務における過去に例を見ない状況が生じています。またこれは、条約に基づくBEPSの勧告を実施するに当たっての重要な節目の1つでもあります。

スウェーデンとニュージーランドがMLIの批准証書を寄託したことにより、MLIの影響を受ける租税条約の数は増え続けてい

ます。両国のCTAには、乱用防止規定に関するミニマムスタンダード、相互協議、及びその他の関連する規定(PEの定義の変更など)が組み込まれることとなります。

多くの国・地域では、2018年中にMLIの批准手続きが完了すると予想されます。それぞれの国・地域の最終的なMLIポジションはMLIの批准、受託又は承認の証書が寄託された時点で確定しますが、MLIの特定の部分を留保する権利(留保事項又はオプトアウト)に関する各国の決定事項は批准手続きの過程で変化する可能性があります。したがって企業は、批准の前後における各署名国・地域のポジションを注視し、自社が事業を行う国・地域への影響を見極めることが推奨されます。

MLIに関するより詳細な情報については、ey.com/mli(英語のみ)をご参照ください。

巻末注

1. [Landmark tax agreement to strengthen tax treaties enters into force with additional countries joining](#)
2. 2018年3月23日付のEYグローバル・タックス・アラート、[BEPS Multilateral Convention will enter into force on 1 July 2018 for first five jurisdictions](#)を参照。
3. BEPSを防止するためのMLI関連措置のより詳細な分析については、Japan tax alert 2016年12月7日号、OECDがBEPS行動15における二国間租税条約改定のための多国間協定を発表、<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/japan-tax-alert-20161207.html>を参照。
4. アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、日本、ジャージー、韓国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、ウルグアイ。
5. Japan tax alert 2017年6月16日号、日本を含む67の国・地域が二国間租税条約改定のための多数国間条約に署名、<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/japan-tax-alert-20170616.html>を参照。
6. 第2回署名式典に関するより詳細な情報については、2018年1月26日付のEYグローバル・タックス・アラート、[Six additional jurisdictions sign Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS](#)を参照。
7. これらのポジションは以下のリンク先に掲載されています。<http://www.oecd.org/tax/treaties/beps-mli-signatories-and-parties.pdf>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
佐藤 佳子	アソシエートパートナー	+81 3 3506 2703	yoshiko.sato@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180726

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp